

静岡県告示第445号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年6月7日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	賀茂郡河津町逆川字神田41番の1から 賀茂郡河津町逆川字神田48番の1地先まで	令和4年6月7日